## あま市国民健康保険税条例等の一部改正新旧対照表

(議案第 号関係)

## あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

(第2条関係)

新	ΙĦ
附則	附則
(適用区分)	(適用区分)
2 この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、合和	2 この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、平成
<u>元年度</u> 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度	31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年
分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。